

独立行政法人国際協力機構 平成18年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成18年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

第1．業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営における機動性の向上

（1）在外機関の権限・機能強化

- ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地ODAタスクフォースを中心とした現地機能強化の具体的取組について、活動実績をレビューするとともに、これを踏まえて現地ODAタスクフォースにおける積極的な活動を定着させる。
 - イ. 重点推進事務所及び地域支援事務所における現場（在外）強化の定着状況をモニタリングする。また、前年度に引き続き、30の重点推進事務所を中心に事業量に応じた事務所体制の強化を図る。
 - ウ. 案件形成支援段階では、案件発掘・形成プログラムの一層の充実を図る。
- 実施段階では、在外事務所主導による技術協力プロジェクト及び開発調査実施の定着を図る他、在外対応型フォローアップも引き続き増加させる。
- 評価段階では、案件別事後評価を実施する在外事務所の数を増加させる。
- エ. 新経理システムの導入により、在外事務所の会計機能を強化する。

（2）本部による支援機能の整備

- ア. 新しい経理制度と経理システムを導入し、その定着を促進するため、在外、国内機関に対する各種支援活動を実施する。新制度のモニタリングを行い、不具合があれば適宜修正を行う。
- イ. 在外主導の推進に当たり、専門家・コンサルタント等の人材の派遣及び機材の調達に係る在外事務所からの要望に対し、迅速かつ的確に対応する体制を強化する。特に在外事務所職員の能力の強化を目的とした研修体制を強化する。

（3）意思決定の効率化と迅速化

チーム制導入及び組織体制の改編による意思決定の効率化と迅速化の成果を引き続き維持する。

2. 業務運営全体の効率化

（1）事務手続き等の効率化

- ア. 専門家派遣手続きについて、新派遣システムを導入し、派遣手続きの効率化、迅速化を図る。
- イ. 研修員受入については、全集団コースの募集要項の電子データ化による所要日数の短縮について、引き続き維持する。
- ウ. コンサルタント契約については、平成16年度に制度変更を行った公示から契約締結までに要する期間及び精算に要する期間短縮に引き続き取り組む。特に、精算に要する期間短縮については、実施方法について再検討を行い、必要に応じ改善を図る。
- エ. 申請書・届出等の電子化及び機構内の連絡文書の電子的処理の双方の観点を含めた文書業務の改善に向け、平成17年度に実施したあり方調査の結果をもとに、文書事務の削減を目指した業務改善を行いつつ、可能な範囲でのシステム化の検討を行う。
- オ. 事業実施に係る事務について、外部委託の導入状況のレビューを行う。
- カ. 機材の「現地調達に係る内規」に基づき、全ての在外事務所において、可能な限り見積競争の実施強化を図る。
- キ. 平成16年度に達成した調達関連情報の迅速な公表を引き続き着実に実施する。

(2) 事業の主要な投入の経費の効率化

- ア. 専門家派遣について、長期専門家の新規派遣人数の削減に努め、10%削減の目標を達成する。
- イ. 平成17年度に導入した事業支援要員に係る新たな格付け基準について、引き続き定着を図る。
- ウ. 平成17年度に引き続き、専門家等に対するより合理的な住居手当支給方式の検討を行う。
- エ. ホテル宿泊の縮減等の方策により研修員一人当たりの滞在経費の5%削減を達成する。
- オ. 前年度までに導入したパソコンの損料化、書籍等輸送費の移転料化を徹底すること等により、専門家一人当たり携行機材費の10%削減を達成する。
- カ. 機材調達について、第三国調達支援の実施体制を整備しつつ、供与機材の現地調達比率の向上を図ること等により案件一件当たりの調達経費の10%の削減を達成する。
- キ. 調査団一件当たりの所要経費の削減のためのアクションプラン及び在外強化により、経費10%の削減を達成する。
- ク. コンサルタント契約の一案件当たりの経費削減に引き続き取り組み、10%削減の目標を達成する。
- ケ. 印刷製本費の削減に係る基本方針に基づき、引き続き経費の削減に取り組み、10%削減の目標を達成する。

(3) 一般管理費などの効率化

本部の管理経費について、各経費の節減に努め、10%程度の効率化の目標を達成する。

（4）人件費削減の取組及び給与制度の見直し

「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、人件費について平成 17 年度を基準として平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間において 5% 以上の削減を行うため、平成 17 年度に比べ平成 18 年度人件費を 0.7% 削減する。

また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえて、役職員の給与について見直しを進め、給与制度改革を行う。

（5）施設、設備の効率的利用

研修事業における研修実施時期の平準化及び国民参加協力推進事業における施設の活用促進等により、利用者数の 5 % 増加を達成する。

第 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I. 総論

1. 効果的な事業の実施

- ア. 優良なプロジェクト（プログラム）の形成に貢献するため、地域ごとの事業の方向性を検討するとともに、国別の重点開発課題に対する協力の方向性を国別事業実施計画にとりまとめ、またプロジェクト形成調査等を引き続き積極的に行う。この際、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、「人間の安全保障」の視点に十分留意する。また、国毎に現地 ODA タスクフォースに積極的に参画し、資金協力との連携事業の内容の充実に努める。
- イ. 平成 17 年度のプログラム集約化の状況をレビューするとともに、事業重点化の観点から引き続き各対象国におけるプログラムの集約化を進める。
- ウ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催や情報発信、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- エ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取り組みとして定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取り組みについて、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。
- オ. 案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において、技術協力プロジェクト関係費を中心として、これまでに実施してきた予算統合並びに各種事業形態の総合的運用を定着化させ、質と効率の高い事業の実施を推進する。
- カ. 課題別指針を更新または新規に策定する。

- キ. 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの充実、在外でのアクセス環境整備及び活用の促進を図る。また、新たに導入される事業管理支援システムと同ネットワークシステムとのデータの連携を引き続き図る。
- ク. 調査研究の質の向上のため、引き続き国際協力総合研修所が主導する調査研究を強化するとともに、調査研究調整委員会を通じ、機構全体の調査研究の舵取り、質の維持向上のサポートを行なう。
- ケ. 事業経験の概念化、体系化や事業戦略への提言を行い、実践的シンクタンクとしての国際協力総合研修所の調査研究機能を強化する。
- コ. 調査研究成果の人材養成事業等での活用や事業への試行的導入を通じ、援助の現場へのフィードバックを促進する。
- サ. 平和構築支援に関する事業実施指針の改訂、案件形成支援、緊急性の高い事業を迅速に計画・実施する制度（ファスト・トラック制度）推進のためのさらなる初動体制の強化等を行う。
- シ. 平和構築支援分野の人材登録を引き続き推進する。
- ス. 平和構築支援に関する職員向けの研修及び専門家の養成研修を実施し更なる充実を図る。
- セ. 平和構築支援に係る安全管理研修を実施し充実を図る。また、必要に応じ危機管理マニュアルの改訂を行う。
- ソ. JBICとの連携については、引き続き、意見交換及び情報共有の強化を行うとともに、これらの活動を通じて、連携事業の内容の充実に努める。
- タ. 関係府省が行う技術協力事業との連携を、技術協力連絡会議その他のチャンネルを活用し、促進する。
- チ. 派遣専門家等関係者の安全対策の強化のために引き続き研修・オリエンテーションを充実させ、防犯意識の高揚を図る。
- ツ. 犯罪被害データの分析に基づき防犯指導、海外巡回指導を実施し、被害防止に努める。
- テ. 安全対策クラークを対象としたセミナーを開催し、安全対策クラークの質の向上に努める。
- ト. 国別地域別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行う。
- ナ. 課題別アプローチを強化し、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の方針に則り、効果的な業務を行う。

2. 外務大臣の要請

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとること

とを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

3. 情報公開、広報の充実及び知見の公開

- ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
また、個人情報に関しても、保護及び開示請求への対応等を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に行う。
- イ. 機構全体の広報戦略に基づき、広報充実のための取り組みを順次実施する。
- ウ. 4月より市民参加協力の拠点となる広尾センターの積極的な広報を展開するとともに、展示内容の充実を図る。
- エ. 海外における広報活動を強化するために、情報共有、研修、本部からの支援等の体制を強化するとともに、平成17年度に作成した優良事例集を活用する。
- オ. 独立行政法人として機構に対する理解や統一的なイメージの定着状況を確認するためには、市民アンケート調査を実施する。
- カ. 業務、調査研究を通じて獲得した知識・ノウハウの公開については、引き続き機構が作成した報告書等の公開を促進するとともに、新規作成報告書の電子ファイル作成とそのインターネット上の公開を推進する。

4. N G O等との連携

草の根技術協力においてN G O等との質の高い連携に努めるとともに、各種委員会等を通じてN G Oとの連携に引き続き努める。

5. 環境及び社会への配慮

- ア. J I C A環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。また、職員を対象としたガイドライン執務参考資料を整備する。
- イ. J I C A環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申し立て制度の運営を行う。
- ウ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、JICA環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- エ. 国際環境規格（ISO14001）への対応については、本部及び全国内機関において、ISO14001に基づいたJICA環境マネジメントシステムの適切な運用、継続的改善を図り、環境配慮に努める。

オ. 光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等について上述の環境マネジメントシステムの一環として取り組む。

6. ジェンダー平等

- ア. JICA内部に設置したジェンダー主流化推進体制を通じて、ジェンダー主流化に係る部署毎の取り組み年間計画の策定と実施状況報告の作成を定着させる。その結果を活用した取り組みの強化を図ることにより、ジェンダー主流化を推進する。
- イ. 職員及び専門家等に対し、研修を継続的に実施するとともに、研修内容の充実を図る。具体的には、ジェンダー視点の組み込みに資する課題解決型研修の充実を図る。また、開発済みの遠隔教材の活用を図る。
- ウ. 要請案件調査におけるジェンダー関連情報の確認を定着させるとともに、その結果を活用したジェンダー主流化の推進に資する活動を推進する。

7. 事業評価

- ア. 事前から事後まで一貫した効率的な評価を導入するため、評価体制・手法の一層の強化を図るとともに、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。
- イ. 事業事前評価表における案件の達成目標に関する客観的な指標の設定を引き続き推進するとともに、指標に関する指針の周知徹底を図る。
- ウ. 青年海外協力隊事業については、引き続き事業評価の一層の充実を図るとともに、総合的な分析を行う。
- エ. 災害援助等協力事業については、救助、医療、専門家チーム各ガイドラインに基づき、平成17年度実施案件の評価を行うとともに、手法の一層の充実に努める。
- オ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的に開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。
- カ. 評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が直接の評価者（一次評価者）として機構の事業について行う評価を拡充するとともに、機構が行う内部評価（一次評価）を外部有識者・機関等が評価する二次評価を充実させる。特に、事後評価に関しては、平成18年度においては外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- キ. 評価結果のわかりやすい形での公開に引き続き努めるとともに、一貫した評価に対応した形で各種評価結果の要約の迅速な公開を徹底する。
- ク. 評価によって得られた教訓の新たな事業実施へのフィードバックを強化するため、事業事前評価表における過去の類似案件の教訓の活用を推進するとともに、組織的な取り組みを強化する。

II. 各事業毎の目標

1. 技術協力（法第13条第1項第1号）

（1）総論

- ア. 南南協力支援事業の拡充に向け、課題タスクによる制度改善に関する検討結果や南南協力特定テーマ評価の結果を受けて、課題別指針を改訂しその更なる活用を図る。また、拡充に向けた優良事例の発信、共有に努める。
- イ. JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化にかかるこれまでの取り組みを見直し、さらにネットワークの運営強化を行なう。
- ウ. 現地事情に適合したきめの細かい事業の実施のため、現地又は第三国リソースの活用を積極的に進める。
- エ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- オ. 技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会、課題別委員会等についても、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。
- カ. 「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」の視点を反映した事業管理手法の改善を行う。また、キャパシティ・ディベロップメントハンドブックを改訂する。
- キ. 職員・専門家・カウンターパートとキャパシティ・ディベロップメントの視点・手法を共有するため、各種研修を行う。
- ク. 国際的なキャパシティ・ディベロップメントの主流化に貢献するため、キャパシティ・ディベロップメントに関する国際的な会議・セミナーに積極的に参加する。
- ケ. 平成17年度に引き続き、国際情報通信網の整備とあわせてJICA-Netで接続できる海外拠点を増加させるとともに、「JICA改革推進のためのIT活用計画」に基づき事業におけるJICA-Netの活用を促進する。また、在外主導の業務実施の支援ツールともなる分野課題別コンテンツの整備を促進する。

（2）適切な案件内容の決定と迅速な実施

- ア. 技術協力案件の目標と活動範囲の明確化を図るため、事前の調査・評価のプロセスを一層定着させる。また、開発課題毎の事前調査の充実を調査項目の標準化等により図り、適切な協力計画の策定を行う。
- イ. 派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する情報を、18年度より本格導入する事業管理支援システムに適切に蓄積する。また、これらデータベースの活用を推進するため在外事務所を含めたアクセス環境向上に努める。
- ウ. 在外強化ガイドラインを含む事業の実施に関連するガイドライン・マニュアルを必要に応じて改訂する。また、併せて電子版のメンテナンスを行う。

(3) 研修員受入

研修員受入について、事業の選択と集中をさらに進めるために課題別研修のコース体系を途上国のニーズに基づき改善するとともに、個々の研修コースの内容について質の向上を図る。また、帰国研修員との協力関係を強化する。

- ア. 平成18年度に実施する全課題別研修について、具体的な目標を設定し、本邦で行う技術協力としての強みをより明確にするために必要な改善策を講じる。また、平成19年度に新設する課題別研修について、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、目標とそれを測るための方法を予め明確にする。
- イ. 帰国研修員に対する情報支援・ソフト型フォローアップ等の活動を点検し、帰国研修員や同窓会会員に対する支援をさらに充実させる。

(4) 専門家・コンサルタントの適正かつ迅速な選定

(専門家)

- ア. 民間人材の活用が円滑に進むよう、国際協力人材センターを通じて専門家の不足している分野の人材登録を促進する。
 - イ. 公示（公募）による人選を拡大する。
 - ウ. 人選ガイドライン及び人選基準に沿って透明で公正な人選を実行する。
- エ. 評価ガイドラインに沿った専門家評価を定着させ、その結果を専門家人選に反映させる。また、評価ガイドラインに沿った評価実施結果をフィードバックし、ガイドラインの更なる改善を図る。

(コンサルタント)

- オ. 業務実施に係るプロポーザル競争における価格要素の強化及び実績評価の見直し等、制度の着実な運用と有効性の確認を行う。
- カ. 特に緊急な選定が求められる案件（ファスト・トラック案件等）については、公示から契約締結までに要する期間を30日以内とすることを着実に行うとともに、選定手続き期間の短縮による当該案件の業務の質や契約の公正性にもたらす影響について情報収集・分析・検証を行う。

2. 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインや標準書式の改訂及び入札関連情報等の公開等に引き続き取り組む。

3. 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）

広尾センターを4月より市民参加協力の拠点とし、開発教育支援、ボランティアの社会還元等の企画・立案機能を一元的に集約し、NGO、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進に幅広く取り組む。また、市民参加協力に関わる全国内機関の経験・知見を取りまとめ、本事業を効率的・効果的に実施するための情報発信機能を整備する。

（1）ボランティア事業

- ア.青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては、事業のさらなる拡充・改善を図るため、平成17年度に策定した参加方法の多様化等のための計画を引き続き促進する。
- イ.現職参加促進のため、参加促進の広報や関係機関への働きかけを引き続き行う。
- ウ.登録制度の活用による登録者の派遣を引き続き促進する。
- エ.短期・集合型の技術補完研修について、適確な人材確保につながるよう、内容の充実及び効率化の観点から引き続き見直しを進め、すべての見直しを完了する。
- オ.ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画に基づく配置を行い、医療面の支援充実に努める。
- カ.ボランティアの交通安全対策については、交通安全に関する啓発など必要な取り組みを総合的に行う。
- キ.帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい進路支援ができるように、各支援制度の見直し結果に基づき順次支援策の改善等を行う。また、事業評価の一環として実施する帰国ボランティアへのアンケート調査を通じて得られた結果をフィードバックしていく。

（2）草の根技術協力等

- ア.草の根技術協力については、国民の発意を積極的に支援するため、質の高い案件実施に努める。
- イ.幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるように、募集要項等の資料を活用しながらわかりやすい事業の説明に努める。また、事業を紹介するホームページについて、閲覧者からの意見をもとに、紹介事例の充実等内容の改善、充実を図る。
- ウ.NGO等の活動に役立つ途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開するとともに、活動報告会等を積極的に開催する。
- エ.手続きの簡素化・迅速化のため、NGO-JICA連携事業検討会等様々な機会を通じてNGO等との対話を行ない、これまでに導入した合理化策の一層の定着を図る。
- オ.地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、国際協力推進員をニーズの高い自治体へ配置し、また、NGO-JICA ジャパンデスクの設置及び市民参加協力事業の推進を図る。
- カ.国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上での

広報を拡充する。出前講座については、質の向上に努めながら、引き続き積極的に行う。キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、N G O等とで共催する事業については、質の向上に努めながら、より多くの市民の参加を促す。

（3）開発教育

- ア. 教育現場への講師の派遣に当たっては、講義内容の標準化・体系化を行うなど質の向上に努め、引き続き積極的に行う。
- イ. 国内機関の訪問を希望する学校について、訪問による学習効果に留意しつつ引き続き積極的に対応する。
- ウ. 教育現場における開発教育に関するニーズに対応するため、開発課題に関するホームページ上の教材及び情報の提供を引き続き充実させるとともに、教育現場での事例をより積極的に収集・提供し、ホームページを利用しやすい内容に改善する。
- エ. 開発課題等への理解を促進するため、機構が実施する教師海外研修、青年海外協力隊現職教員派遣等への参加者の活動をフォローアップし、開発教育支援事業の一環として地域毎に実施される教員向けプログラムについて内容の改善を図る。

4. 海外移住（法第13条第1項第4号）

本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

5. 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

（1）緊急援助隊派遣

- ア. 携行機材電子備蓄台帳について、平成17年度の利用実績を踏まえ改善を行う。
- イ.緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が、救助チームに関しては24時間以内、医療チームに関しては48時間以内の派遣とする。
オペレーション実施時にチャーター便の利用の可能性も検討しつつ最も迅速な派遣を目指したオペレーションの実施を行う。
- ウ.救助チームの訓練、医療チームの研修について、17年度に開始した合同訓練や急性期対応の研修等の取り組みを更に強化・充実させる。

（2）緊急援助物資供与

- ア.平成17年度に設置したヨハネスブルク、フランクフルト倉庫の運用状況を確認し、各倉庫からの物資供与についてさらに強化・改善するべき点を検討する。

また、被災者のニーズに適合し、緊急援助フェーズから復旧フェーズという災害サイクルに沿って継目のない支援となる物資供与のあり方に関する検討を行う。

イ.緊急援助、とりわけ物資供与においては日本を中心としたNGOとの連携の可能性に絶えず配慮しつつ、効果的な援助を行う。

6. 人材養成確保（法第13条第1項第6号）

ア.国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努める。特に多様化する援助ニーズに伴い不足する分野について、引き続き人材の登録を促進する。

また、現場の援助ニーズと有為な人材のより的確かつ効率的なマッチングのために、既存の人材データベースとのリンクやキャリアガイダンス機能の一層の充実を図る。

イ.平成17年度に策定した研修内容の見直し計画に基づき、研修コース等の所要の改編を行い、在外における援助の現場の知見や援助の各課題についての調査研究の成果を活かしながら、研修を実施する。また、技術協力案件の実施状況等により変化する専門家ニーズの動向及び研修成果の評価結果等に応じて、今後に向けた研修実施計画を策定する。

ウ.人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを引き続き積極的に行う。

エ.NGOの人材育成に関しては、NGOスタッフ研修(NGO人材育成研修)、NGO-JICA相互研修等各種研修について、NGO職員とJICA職員が共同で計画・実施し、引き続き、質の向上に努める。また、その際、NGO関係者等市民がより主体的に国際協力を計画・立案する能力を高めていくことに留意しつつ実施していく。

オ.国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の推進を図るとともに、質的向上を図る。

7. 附帯業務（法第13条第1項第7号）

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表1

2. 収支計画 別表2

寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

国内機関再編の方針に基づき、対象となる機関の機能の再編を実施する。

3. 資金計画 別表3

融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。

第4. 短期借入金の限度額

410億円

理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

第5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）の財産の譲渡の手続きを完了する。

第6. 剰余金の使途

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。

第7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

国内機関の再編の方針に基づき、対象となる機関の機能の再編を実施する。

平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）

施設・設備の内容	財源	予定額
中部国際センター建設	施設整備資金	90
既存施設改修	施設整備資金	535
計	施設整備資金	625

2. 人事に関する計画

- ア. 新人事制度を的確に運用するとともに、職員の意識調査の結果も参考にしつつ定着に努める。
- イ. 人事評価者研修の継続、改善等に努め、的確な人事評価の実施体制を強化する。
- ウ. 組織改革及び現場（在外）強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人事配置を行う。
- エ. 再任用制度を本格導入する。
- オ. 新人材育成計画、職員研修体系及び研修プログラムの充実を図る。また、職員の能力開発については、実務を通じた研修機会の提供に加え、在外における援助の現場の知見や援助の各課題についての調査研究の成果等を活かしながら、各種の研修を実施する。

3. その他中期目標を達成するために必要な事項

（1）監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、引き続き内部監査について「現場（在外）の強化」方針に基づく在外事務所への業務移管内容及び実施状況等をテーマとして監査の充実を図る。

（2）各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績及び中期目標期間全体の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の計画立案及び業務運営に反映させる。

国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

(単位：百万円)

	区 別	金額
収入	運営費交付金	157,516
	受託収入	3,108
	開発投融資貸付金利息収入	175
	入植地割賦利息収入	4
	移住投融資貸付金利息収入	77
	その他収入	2,803
	うち施設利用収入	2,493
	寄付金	1
	雑収入	309
	施設整備資金より受入	624
	計	164,307
支出	一般管理費	10,249
	うち人件費	7,285
	物件費	2,964
	業務経費	147,669
	うち国・課題別事業計画関係費	4,615
	技術協力プロジェクト関係費	84,749
	無償資金協力関係費	4,487
	国民参加型協力関係費	24,869
	海外移住関係費	502
	災害援助等協力関係費	852
	人材養成確保関係費	3,270
	事業評価関係費	910
	事業附帯関係費	8,168
	国内機関関係費	3,789
	在外事務所関係費	11,458
	施設整備費	624
	受託経費	3,108
	業務支援経費	2,750
	うち施設運営費	2,493
	民間協力特別支援費	257
	計	164,400

収支計画

別表 2

平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

(単位：百万円)

	区 別	金額
費用の部		164,180
	経常費用	164,180
	一般管理費	10,249
	うち人件費	7,285
	物件費	2,964
	国・課題別事業計画関係費	4,615
	技術協力プロジェクト関係費	84,749
	無償資金協力関係費	4,487
	国民参加型協力関係費	24,869
	海外移住関係費	502
	災害援助等協力関係費	852
	人材養成確保関係費	3,270
	事業評価関係費	910
	事業附帯関係費	8,168
	国内機関関係費	3,789
	在外事務所関係費	11,458
	受託経費	3,108
	業務支援経費	2,750
	うち施設運営費	2,493
	民間協力特別支援費	257
	減価償却費	404
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
	固定資産除却損	0
収益の部		164,498
	経常収益	164,498
	運営費交付金収益	157,609
	受託収入	3,108
	開発投融資等利息収入	256
	施設利用料収入	2,493
	寄付金収入	1
	雑収入	309
	資産見返運営費交付金戻入	718
	資産見返補助金等戻入	5
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
	固定資産売却益	0
純利益		319
目的積立金取崩額		0
総利益		319

資金計画

別表3

平成18年度（平成18年4月1日～平成19年3月31日）

(単位：百万円)

	区 別	金額
資金支出		176,284
	業務活動による支出	163,618
	一般管理費	10,249
	うち人件費	7,285
	物件費	2,964
	国・課題別事業計画関係費	4,615
	技術協力プロジェクト関係費	84,749
	無償資金協力関係費	4,487
	国民参加型協力関係費	24,869
	海外移住関係費	502
	災害援助等協力関係費	852
	人材養成確保関係費	3,270
	事業評価関係費	910
	事業附帯関係費	8,168
	国内機関関係費	3,737
	在外事務所関係費	11,352
	受託経費	3,108
	業務支援経費	2,750
	うち施設運営費	2,493
	民間協力特別支援費	257
	その他の支出	0
	投資活動による支出	808
	有形固定資産の取得による支出	782
	貸付による支出	26
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	翌年度への繰越金	11,858
資金収入		176,284
	業務活動による収入	163,683
	運営費交付金による収入	157,516
	受託収入	3,108
	開発投融資等利息収入	256
	施設利用料収入	2,493
	寄付金収入	1
	雑収入	309
	施設整備資金より受入	0
	投資活動による収入	1,826
	貸付金の回収による収入	1,826
	有形固定資産売却による収入	0
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前年度からの繰越金	10,775

1. 国別の取り組み

(1) 東南アジア地域

ア. インドネシア

インドネシアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援
- (イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援
- (ウ) 「平和と安定」のための支援

また、スマトラ沖地震津波被害からの復興に関する支援を継続し、効果的に行う。

イ. マレーシア

マレーシアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 経済の競争力強化
- (イ) 人的資源開発
- (ウ) 環境と持続的開発
- (エ) 南南協力

ウ. フィリピン

フィリピンについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 雇用機会の創出に向けた持続的成長
- (イ) 貧困削減
- (ウ) ミンダナオ地域等における平和と安定への支援

エ. タイ

タイについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 競争力の強化
- (イ) 社会開発と貧困削減
- (ウ) 持続的開発
- (エ) 地域協力

オ. ミャンマー

ミャンマーについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 経済構造調整

- (イ) 農業・畜産業・水産業開発
- (ウ) 保健／医療の改善
- (エ) 教育の改善
- (オ) 市民生活の確保
- (カ) グローバル・イシュー

カ. ベトナム

ベトナムについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 成長促進
- (イ) 生活・社会面での改善
- (ウ) 制度整備
- (エ) その他

キ. ラオス

ラオスについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 人造り
- (イ) BHN 支援
- (ウ) 農林業
- (エ) インフラ・エネルギー

ク. カンボジア

カンボジアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) グッド・ガバナンスの推進
- (イ) 経済・産業振興
- (ウ) 農業・農村開発
- (エ) 社会セクター開発

(2) 東アジア地域

ア. 中華人民共和国

中華人民共和国については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力
- (イ) 改革・開放支援
- (ウ) 相互理解の促進
- (エ) 貧困問題克服のための支援

イ. モンゴル

モンゴルについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成
- (イ) 地方開発
- (ウ) 環境保全
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備

(3) 南西アジア地域

ア. バングラデシュ

バングラデシュについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）
- (ウ) ガバナンス

イ. ネパール

ネパールについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 社会分野
- (イ) 農業開発
- (ウ) 経済基盤整備
- (エ) 環境保全
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除

ウ. パキスタン

パキスタンについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育）
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）
- (ウ) 分野横断的イシュー（ジェンダー、環境、ガバナンス）
- (エ) バランスの取れた地域社会・経済の発展

エ. スリランカ

スリランカについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 平和の定着と復興支援
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）
- (ウ) 津波災害復興

(4) 中米・カリブ地域

ア. ドミニカ共和国

ドミニカ共和国については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 教育
- (イ) 保健医療
- (ウ) 農業・農村開発
- (エ) 環境保全
- (オ) 産業開発

イ. ホンジュラス

ホンジュラスについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 教育
- (イ) 保健医療
- (ウ) 農村開発
- (エ) 経済社会インフラ整備

ウ. メキシコ

メキシコについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減
- (イ) 産業開発と地域振興
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給
- (エ) 日墨パートナーシッププログラム、南南協力

(5) 南米地域

ア. アルゼンチン

アルゼンチンについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 経済再生
- (イ) 社会開発
- (ウ) 環境保全
- (エ) 南南協力支援

イ. ボリビア

ボリビアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 社会開発

- (イ) 生産向上支援
- (ウ) 制度・ガバナンス

ウ. ブラジル

ブラジルについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 環境保全
- (イ) 格差是正のための地域振興・社会開発
- (ウ) 三角協力の推進

エ. パラグアイ

パラグアイについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 貧困層への社会サービスの充実と収入の維持向上
- (イ) メルコスール域内外の競争時代に対応しうる経済競争力強化
- (ウ) 環境保全と天然資源の持続的開発
- (エ) 行政組織・制度整備（グッド・ガバナンス）

(6) アフリカ地域

ア. ガーナ

ガーナについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 地方農村部の活性化
- (イ) 産業育成
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備

イ. ケニア

ケニアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 人材育成
- (イ) 農業開発
- (ウ) 環境保全
- (エ) 保健・医療
- (オ) 経済インフラ整備

ウ. マラウイ

マラウイについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 食糧安全保障
- (イ) 人的資本開発

(ウ) 持続的経済開発

エ. タンザニア

タンザニアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 農業・零細企業の振興
- (イ) 人口、エイズ及び子供の健康問題への対応
- (ウ) 基礎教育支援
- (エ) 都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善
- (オ) 貧困削減のための行政能力強化

オ. ザンビア

ザンビアについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実
- (ウ) 均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援
- (エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築
- (オ) 地域相互協力の促進

カ. セネガル

セネガルについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 基礎生活の向上（水供給、教育・人的資源開発、保健医療）
- (イ) 環境（砂漠化防止）
- (ウ) 経済成長を通じた貧困削減（農水産業、インフラ）

(7) 中東地域

ア. アフガニスタン

アフガニスタンについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 地域開発支援（コミュニティ開発、都市インフラ整備）
- (イ) 中長期的かつ本格的な開発支援（教育、保健医療、インフラ、農業、ジェンダー）
- (ウ) 平和の定着支援（DDR 職業訓練）

イ. トルコ

トルコについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 経済社会開発促進のための人材育成
- (イ) 地域間格差是正のための農漁業の振興

- (ウ) 南南協力の支援
- (エ) 地震災害振興・防火制度強化

ウ. エジプト

エジプトについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 持続的成長と雇用創出の実現
- (イ) 貧困削減・生活の質の向上
- (ウ) 地域安定化の促進

2. 開発課題別の取り組み

(1) ガバナンス

ア. ガバナンスについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 民主化支援
- (イ) 法整備支援
- (ウ) 行政全般に対する能力向上

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針の作成作業を継続する。
- (イ) ガバナンス課題タスクフォースの運営を通し、勉強会、ワークショップの実施やナレッジサイトの内容の充実を図る。
- (ウ) ガバナンス分野の在外主導案件の形成支援及び実施段階での在外事務所への技術支援を行う。

(2) 平和構築支援

ア. 平和構築支援については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) ガバナンス
- (イ) 治安回復
- (ウ) 社会基盤整備
- (エ) 経済基盤整備
- (オ) 社会的弱者支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針を改定する。
- (イ) 復旧・復興支援における初動体制強化を行う。
- (ウ) 平和構築支援に必要な視点・能力強化を行う。

(3) ジェンダー主流化／WID

- ア. ジェンダー・WID については、ジェンダーの視点から以下の3分類に基づく取り組みを予定する。
- (ア) WID 案件
 - (イ) ジェンダー等案件
 - (ウ) ジェンダー関連案件（それ以外の全ての案件）

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の委員会等の活動を行う。

- ・ジェンダー懇談会
- ・課題別支援委員会
- ・分野課題タスク会合
- ・ジェンダー責任者会議

(4) 情報通信技術

- ア. 情報通信技術については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。
- (ア) IT 政策策定能力の向上
 - (イ) IT 人材の育成
 - (ウ) 通信基盤の整備
 - (エ) 各分野への IT 活用による効率・効果の向上
 - (オ) IT 活用による援助における効率・効果の向上
 - (カ) 放送分野

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別支援委員会を運営する。
- (イ) 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツを充実させる。
- (ウ) 国際協調に努める（国際会議への参加やドナー連携など）。
- (エ) 広報活動に努める。

(5) 運輸交通

- ア. 運輸交通については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。
- (ア) 運輸交通インフラ整備
 - (イ) 運輸交通セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 途上国固有の特性に対応した適正技術の検証及び定着に向けた計画策定（社会実験、試験的事業を含む）を継続的に実施する。

- (イ) 課題別指針を策定する。
- (ウ) 運輸交通に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(6) 都市開発・地域開発

ア. 都市開発・地域開発については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 都市の持続的成長
- (イ) 都市内貧困削減
- (ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援
- (エ) 都市基本情報整備
- (オ) 地域間格差の是正
- (カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針を策定する。
- (イ) 都市開発・地域開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(7) 教育

ア. 教育については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 基礎教育
- (イ) 高等教育
- (ウ) 技術教育／訓練

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う

- (ア) 高等教育分野の課題別指針を作成し、これを反映した案件形成支援・実施を行う。
- (イ) 協力ニーズが高い地域については、地域毎の協力戦略について検討し、地域別協力方針にとりまとめ、今後の案件形成支援等での活用を図る。
- (ウ) 技術情報の蓄積、ナレッジサイトの充実、調査研究の実施（理数科教育協力の体系化他）、及び外部有識者との連携強化により、教育分野の課題対応力を強化するとともに、在外事務所への技術支援を強化する。
- (エ) 教育分野の外部向け公開シンポジウムにより機構の知見の発信を行うとともに、内部向けの勉強会を行い、職員の能力向上を図る。

(8) 社会保障

ア. 社会保障については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 社会保険・社会福祉
- (イ) 障害者支援

(ウ) 労働・雇用

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 社会保障分野（医療保障・年金・社会福祉）課題別指針を策定し、公開する。
- (イ) 障害者支援分野の協力手法に関する基礎研究を行う。
- (ウ) 職員が業務にあたって参考にするデータベース「社会保障ナレッジサイト」の内容を拡充するとともに在外事務所への技術支援を強化する。
- (エ) 社会保障制度及び障害者支援に関する公開セミナーを開催し、機構の知見を発信するとともに、内部向け勉強会（職員研修）を行い、職員の能力向上を図る。

(9) 保健医療

ア. 保健医療については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 保健人材開発
- (イ) 保健医療システム整備
- (ウ) リプロダクティブヘルス・母子保健
- (エ) 感染症対策
- (オ) 復興支援・平和構築のうち、保健医療に関連するもの

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 災害後あるいは復興支援における機関による保健医療分野支援のあり方につき検討を継続する。
- (イ) 国別保健医療情報の整備を継続する。
- (ウ) 保健医療分野のナレッジサイトの内容の更新・充実を図るとともに、在外事務所への技術支援を強化する。
- (エ) WHO、UNICEF、USAID、UNFPA等との連携促進、協議を行う。
- (オ) 保健医療分野に関する公開セミナーを開催し、機構の知見を発信するとともに、内部向け勉強会（職員研修）を行い、職員の能力向上を図る。

(10) 自然環境保全

ア. 自然環境保全については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 地域住民による自然資源の管理能力の向上
- (イ) 生物多様性の高い地域・生態系の保全
- (ウ) 荒廃地の植生の回復

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針「自然環境保全」を改定する。

(イ) 「良い事例」の情報の蓄積と共有を継続する。

(1 1) 環境管理（公害対策）

ア. 環境管理（公害対策）については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 大気汚染・酸性雨
- (イ) 水質汚濁
- (ウ) 廃棄物処理
- (エ) その他環境管理

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う

- (ア) 環境管理分野の課題別指針を作成する。
- (イ) 分野課題ネットワークのコンテンツを充実させる。
- (ウ) 本分野の協力のあり方を検討するためにセミナー・勉強会を開催する。

(1 2) 水資源

ア. 水資源(防災を含む)については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 安全な水の安定した供給
- (イ) 総合的な水管理の推進
- (ウ) 水質の改善を通じた環境保全
- (エ) 防災対策の強化

イ. 協力事業の質の向上を目的として、「災害対策」に係る課題別指針を作成する。

(1 3) 貧困削減

ア. 貧困削減については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 貧困削減に対する体制整備
- (イ) 貧困層の収入の維持・向上
- (ウ) 貧困層の基礎的生活の確保
- (エ) 外的脅威の軽減

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 貧困削減配慮案件のさらなる発掘・形成支援、実施に資する。
- (イ) 貧困削減にかかるナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。
- (ウ) 職員向け研修、一般市民向けセミナー、マルチメディア教材の作成等を通じ、貧困削減の主流化を図る。
- (エ) 課題別指針の改定の検討に着手する。

（14）農業開発・農村開発

ア. 農業・農村については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 政策立案・実施能力の向上
- (イ) 持続可能な農業生産
- (ウ) 安定した食料供給
- (エ) 活力ある農村の振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別支援委員会を設置する。
- (イ) 農業・農村開発の分野で基礎調査・研究会議を実施する。
- (ウ) 農業・農村開発にかかるナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。
- (エ) 案件形成の強化を図る。なお、協力事業の計画・実施にあたっては、住民の視点に立った生活の改善と住民のエンパワーメントを重視し、協力の成果が、住民に面的かつ持続的に裨益することに留意する。

（15）水産開発

ア. 水産開発については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 水産資源の有効利用
- (イ) 水産資源の保全
- (ウ) 住民の組織化や行政機関等の能力向上

イ. 協力事業の質の向上を目的として、課題別指針を業務に活用するとともに必要な改定を行う。

（16）経済政策

ア. 経済政策については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 財政・金融制度、経済制度の構築
- (イ) 開発途上国側の政策実施・運営能力の向上
- (ウ) 市場経済化の促進

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 金融分野の課題別指針を作成する。
- (イ) 在外事務所への技術支援を目的として、ナレッジマネジメントサイトの更なる充実を図る。
- (ウ) 協力リソースの発掘・確保を視点に入れて、国内外の当該分野関係機関や他ドナーとの連携・情報交換を推進する。

(エ) 本分野の協力のあり方を検討するためのセミナー・勉強会を継続して開催し、その結果を踏まえて課題別支援委員会（分科会）を増設する。

(17) 民間セクター開発

ア. 民間セクター開発については、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 中小企業振興
- (イ) 貿易・投資促進
- (ウ) 産業基盤制度整備
- (エ) 産業技術向上
- (オ) 観光開発
- (カ) 地場産業の振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 貿易・投資促進、裾野産業振興分野のプロジェクトの効果的実施を図るための調査研究を引き続き行う。
- (イ) 観光分野における案件形成・実施等にかかる指針にかかる調査・研究を行う。
- (ウ) アフリカ支援のための案件形成支援にかかる調査・研究を引き続き実施する。
- (エ) 在外事務所への技術支援を目的として、ナレッジマネジメントサイトの更なる充実を図る。

(18) 資源・エネルギー

ア. 資源・エネルギーについては、以下の分野を中心とした取り組みを予定する。

- (ア) 電力・エネルギー
- (イ) 省エネルギー
- (ウ) 資源・鉱業振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 資源・エネルギー分野の効果的な実施を図るため調査・研究を行い、セミナー等を実施し JICA の方針等を対外に発信する。同時に、ナレッジサイトの内容の更新等を通じて在外事務所への技術支援を行う。
- (イ) 国内外において研修員とのネットワークの連携を一層強化する。